

2. 児童虐待防止対策について

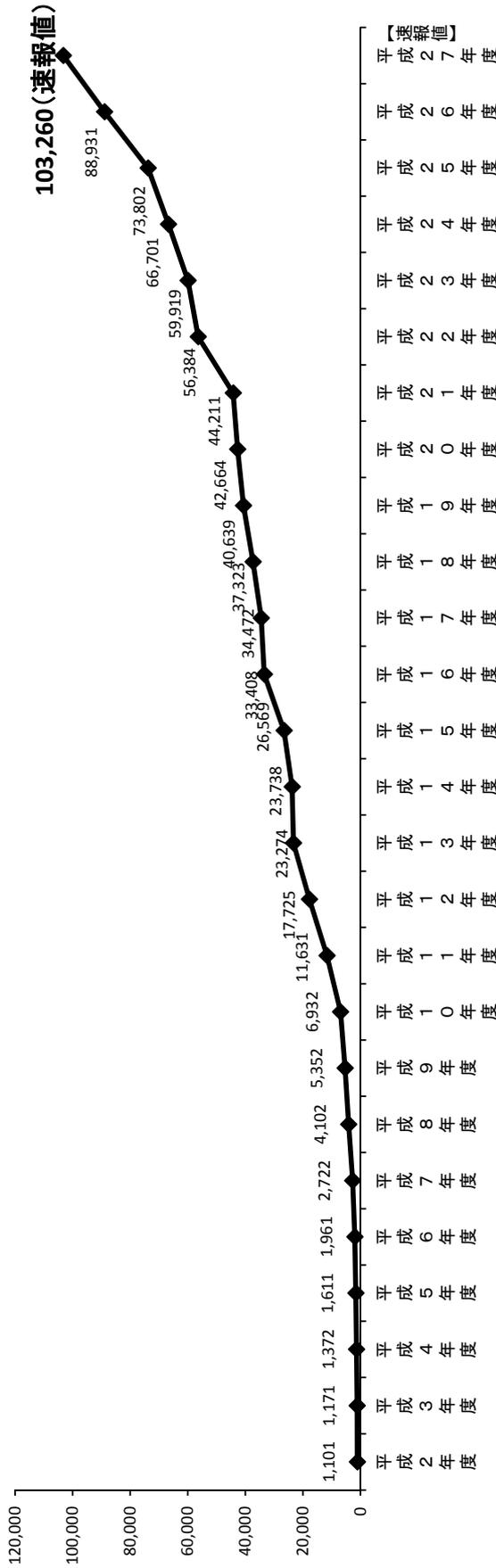
児童相談所での児童虐待相談対応件数とその推移

1. 平成27年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数

平成27年度中に、全国208か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は103,260件（速報値）で、過去最多。

- ※ 対前年度比116.1%（14,329件の増加）
- ※ 相談対応件数とは、平成27年度中に児童相談所が相談を受け、援助方針会議の結果により指導や措置等を行った件数。
- ※ 平成27年度の件数は、速報値のため今後変更があり得る

2. 児童虐待相談対応件数の推移



注）平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

3. 主な増加要因（平成26年度と比して児童虐待相談対応件数が大幅に増加した自治体からの聞き取りによる。）

- 心理的虐待が増加。
- 心理的虐待が増加した要因の一つと考えられることとして、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力がある事案（面前DV）について、警察からの通告が増加。
 - ・心理的虐待：平成26年度：38,775件→平成27年度：48,693件（+9,918件）
 - ・警察からの通告：平成26年度：29,172件→平成27年度：38,522件（+9,350件）
- 児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化（189）の広報や、マスコミによる児童虐待の事件報道等により、国民や関係機関の児童虐待に対する意識が高まったことに伴う通告の増加。

児童相談所での児童虐待相談対応件数(対前年度比較、都道府県、指定都市、児童相談所設置市別)

都道府県・指定都市・児童相談所設置市	児童相談所相談対応件数			対前年度増減割合	都道府県・指定都市・児童相談所設置市	児童相談所相談対応件数			対前年度増減割合
	平成26年度	平成27年度 (速報値)	対前年度増減件数			平成26年度	平成27年度 (速報値)	対前年度増減件数	
1 北海道	1,855	2,420	565	130%	36 徳島県	710	654	▲ 56	92%
2 青森県	834	922	88	111%	37 香川県	727	760	33	105%
3 岩手県	390	589	199	151%	38 愛媛県	597	718	121	120%
4 宮城県	802	949	147	118%	39 高知県	235	379	144	161%
5 秋田県	285	403	118	141%	40 福岡県	951	1,229	278	129%
6 山形県	343	353	10	103%	41 佐賀県	190	237	47	125%
7 福島県	394	529	135	134%	42 長崎県	301	495	194	164%
8 茨城県	1,258	1,260	2	100%	43 熊本県	446	486	40	109%
9 栃木県	931	959	28	103%	44 大分県	970	983	13	101%
10 群馬県	920	1,045	125	114%	45 宮崎県	540	715	175	132%
11 埼玉県	5,600	6,501	901	116%	46 鹿児島県	247	306	59	124%
12 千葉県	5,173	5,568	395	108%	47 沖縄県	478	687	209	144%
13 東京都	7,814	9,909	2,095	127%	48 札幌市	1,159	1,480	321	128%
14 神奈川県	3,290	3,773	483	115%	49 仙台市	565	649	84	115%
15 新潟県	814	1,020	206	125%	50 さいたま市	1,293	1,778	485	138%
16 富山県	309	358	49	116%	51 千葉市	786	1,101	315	140%
17 石川県	420	399	▲ 21	95%	52 横浜市	3,617	3,892	275	108%
18 福井県	346	353	7	102%	53 川崎市	1,639	2,244	605	137%
19 山梨県	567	743	176	131%	54 相模原市	951	1,029	78	108%
20 長野県	1,638	1,761	123	108%	55 新潟市	413	418	5	101%
21 岐阜県	996	1,018	22	102%	56 静岡市	511	508	▲ 3	99%
22 静岡県	1,184	1,313	129	111%	57 浜松市	437	384	▲ 53	88%
23 愛知県	3,188	3,726	538	117%	58 名古屋市中区	1,969	2,362	393	120%
24 三重県	1,112	1,291	179	116%	59 京都市	951	913	▲ 38	96%
25 滋賀県	1,004	951	▲ 53	95%	60 大阪市	4,554	4,664	110	102%
26 京都府	1,098	1,192	94	109%	61 堺市	1,310	1,490	180	114%
27 大阪府	7,874	10,427	2,553	132%	62 神戸市	811	904	93	111%
28 兵庫県	1,868	2,398	530	128%	63 岡山市	351	315	▲ 36	90%
29 奈良県	1,567	1,555	▲ 12	99%	64 広島市	1,165	1,192	27	102%
30 和歌山県	887	841	▲ 46	95%	65 北九州市	454	606	152	133%
31 鳥取県	82	87	5	106%	66 福岡市	547	563	16	103%
32 島根県	178	155	▲ 23	87%	67 熊本市	485	604	119	125%
33 岡山県	420	486	66	116%	68 横須賀市	683	657	▲ 26	95%
34 広島県	1,950	1,890	▲ 60	102%	69 金沢市	317	329	12	104%
35 山口県	270	365	95	135%	全国	88,931	103,260	14,329	116%

※指定都市、児童相談所設置市の件数は、都道府県の件数の外数の外数である。

児童相談所での虐待相談の内容別件数の推移

○ 平成27年度は、心理的虐待の割合が最も多く、次いで身体的虐待の割合が多い。

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
平成18年度	15,364(41.2%)	14,365(38.5%)	1,180(3.2%)	6,414(17.2%)	37,323(100.0%)
平成19年度	16,296(40.1%)	15,429(38.0%)	1,293(3.2%)	7,621(18.8%)	40,639(100.0%)
平成20年度	16,343(38.3%)	15,905(37.3%)	1,324(3.1%)	9,092(21.3%)	42,664(100.0%)
平成21年度	17,371(39.3%)	15,185(34.3%)	1,350(3.1%)	10,305(23.3%)	44,211(100.0%)
平成22年度	21,559(38.2%)	18,352(32.5%)	1,405(2.5%)	15,068(26.7%)	56,384(100.0%)
平成23年度	21,942(36.6%)	18,847(31.5%)	1,460(2.4%)	17,670(29.5%)	59,919(100.0%)
平成24年度	23,579(35.4%)	19,250(28.9%)	1,449(2.2%)	22,423(33.6%)	66,701(100.0%)
平成25年度	24,245(32.9%)	19,627(26.6%)	1,582(2.1%)	28,348(38.4%)	73,802(100.0%)
平成26年度	26,181(29.4%)	22,455(25.2%)	1,520(1.7%)	38,775(43.6%)	88,931(100.0%)
平成27年度 (速報値)	28,611(27.7%) (+2,430)	24,438(23.7%) (+1,983)	1,518(1.5%) (-2)	48,693(47.2%) (+9,918)	103,260(100.0%) (+14,329)

※ 割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

※ 平成27年度の件数は、速報値のため今後変更があり得る。

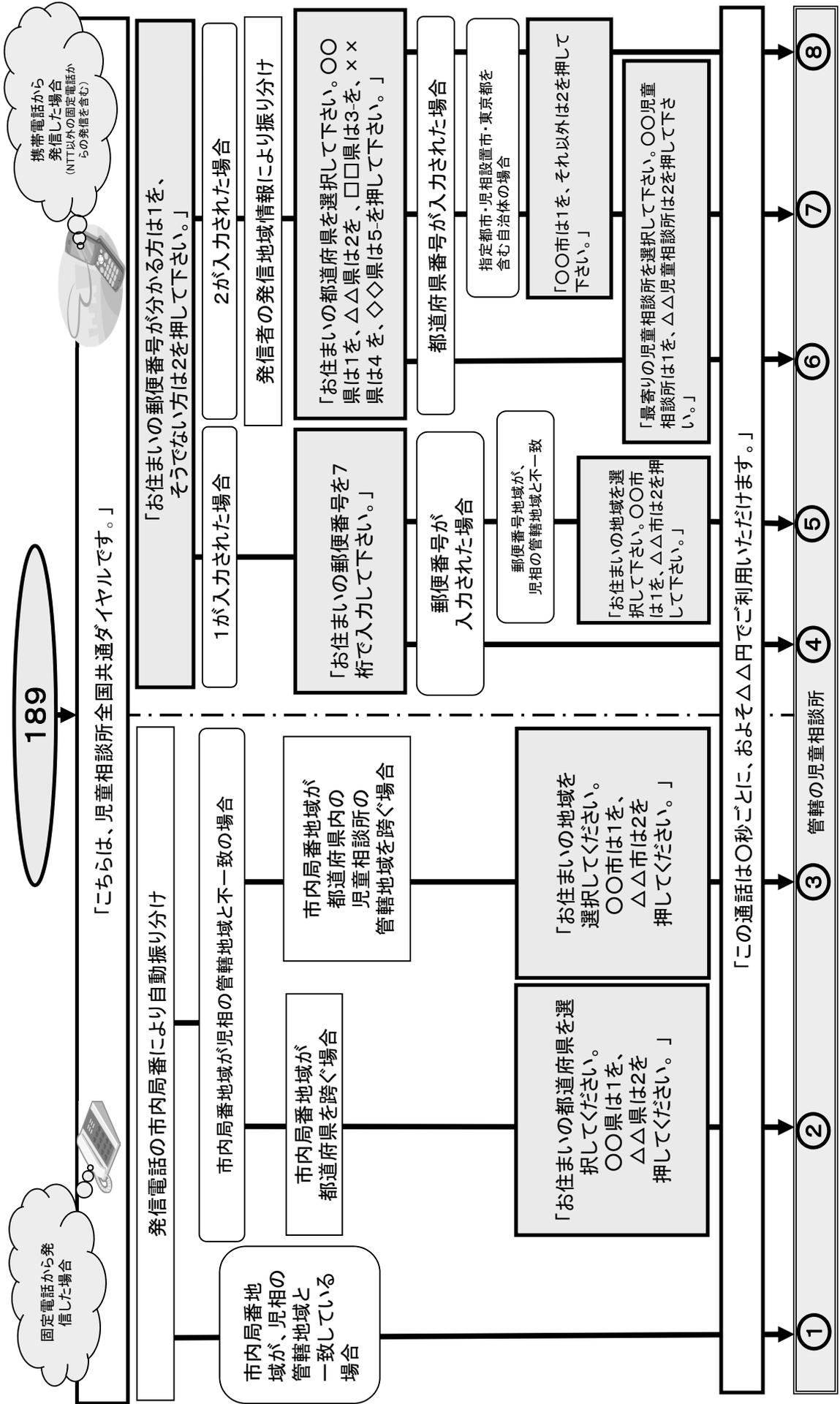
児童相談所での虐待相談の経路別件数の推移

○ 平成27年度に、児童相談所に寄せられた虐待相談の相談経路は、警察等、近隣知人、家族、学校等からの通告が多くなっている。

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	総数
18年度	5,700 (15%)	1,042 (3%)	5,475 (15%)	452 (1%)	5,672 (15%)	472 (1%)	374 (1%)	1,522 (4%)	1,472 (4%)	2,726 (7%)	5,688 (15%)	6,728 (18%)	37,323 (100%)
19年度	5,875 (14%)	1,558 (4%)	5,756 (14%)	501 (1%)	6,311 (16%)	346 (1%)	363 (1%)	1,683 (4%)	1,438 (4%)	4,048 (10%)	5,241 (13%)	7,519 (19%)	40,639 (100%)
20年度	6,134 (14%)	1,147 (3%)	6,132 (14%)	558 (1%)	6,053 (14%)	319 (1%)	282 (1%)	1,772 (4%)	1,552 (4%)	6,133 (14%)	4,886 (11%)	7,696 (18%)	42,664 (100%)
21年度	6,105 (14%)	1,237 (3%)	7,615 (17%)	504 (1%)	5,991 (14%)	317 (1%)	226 (1%)	1,715 (4%)	1,401 (3%)	6,600 (15%)	5,243 (12%)	7,257 (16%)	44,211 (100%)
22年度	7,368 (13%)	1,540 (3%)	12,175 (22%)	696 (1%)	6,859 (12%)	343 (1%)	155 (0%)	2,116 (4%)	1,584 (3%)	9,135 (16%)	5,667 (10%)	8,746 (16%)	56,384 (100%)
23年度	7,471 (12%)	1,478 (2%)	12,813 (21%)	741 (1%)	6,442 (11%)	327 (1%)	202 (0%)	2,310 (4%)	1,516 (3%)	11,142 (19%)	6,062 (10%)	9,415 (16%)	59,919 (100%)
24年度	7,147 (11%)	1,517 (2%)	13,739 (21%)	773 (1%)	6,559 (10%)	293 (0%)	221 (0%)	2,653 (4%)	1,598 (2%)	16,003 (24%)	6,244 (9%)	9,954 (15%)	66,701 (100%)
25年度	7,393 (10%)	1,554 (2%)	13,866 (19%)	816 (1%)	6,618 (9%)	290 (0%)	179 (0%)	2,525 (3%)	1,680 (2%)	21,223 (29%)	6,498 (9%)	11,160 (15%)	73,802 (100%)
26年度	7,806 (9%)	1,996 (2%)	15,636 (18%)	849 (1%)	7,073 (8%)	281 (0%)	155 (0%)	2,965 (3%)	1,714 (2%)	29,172 (33%)	7,256 (8%)	14,028 (16%)	88,931 (100%)
27年度 (速報値)	8,872 (8%) (+1,066)	2,059 (2%) (+63)	17,406 (17%) (+1,770)	929 (1%) (+80)	7,131 (7%) (+58)	246 (0%) (-35)	192 (0%) (+37)	3,078 (3%) (+113)	1,725 (2%) (+11)	38,522 (37%) (+9,350)	8,180 (8%) (+924)	14,920 (14%) (+892)	103,260 (100%) (+14,329)

※ 割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。
 ※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。
 ※ 平成27年度の「その他」で最も多いのは、「(他の)児童相談所」が6,372件である。
 ※ 平成27年度の件数は、速報値のため今後変更があり得る。

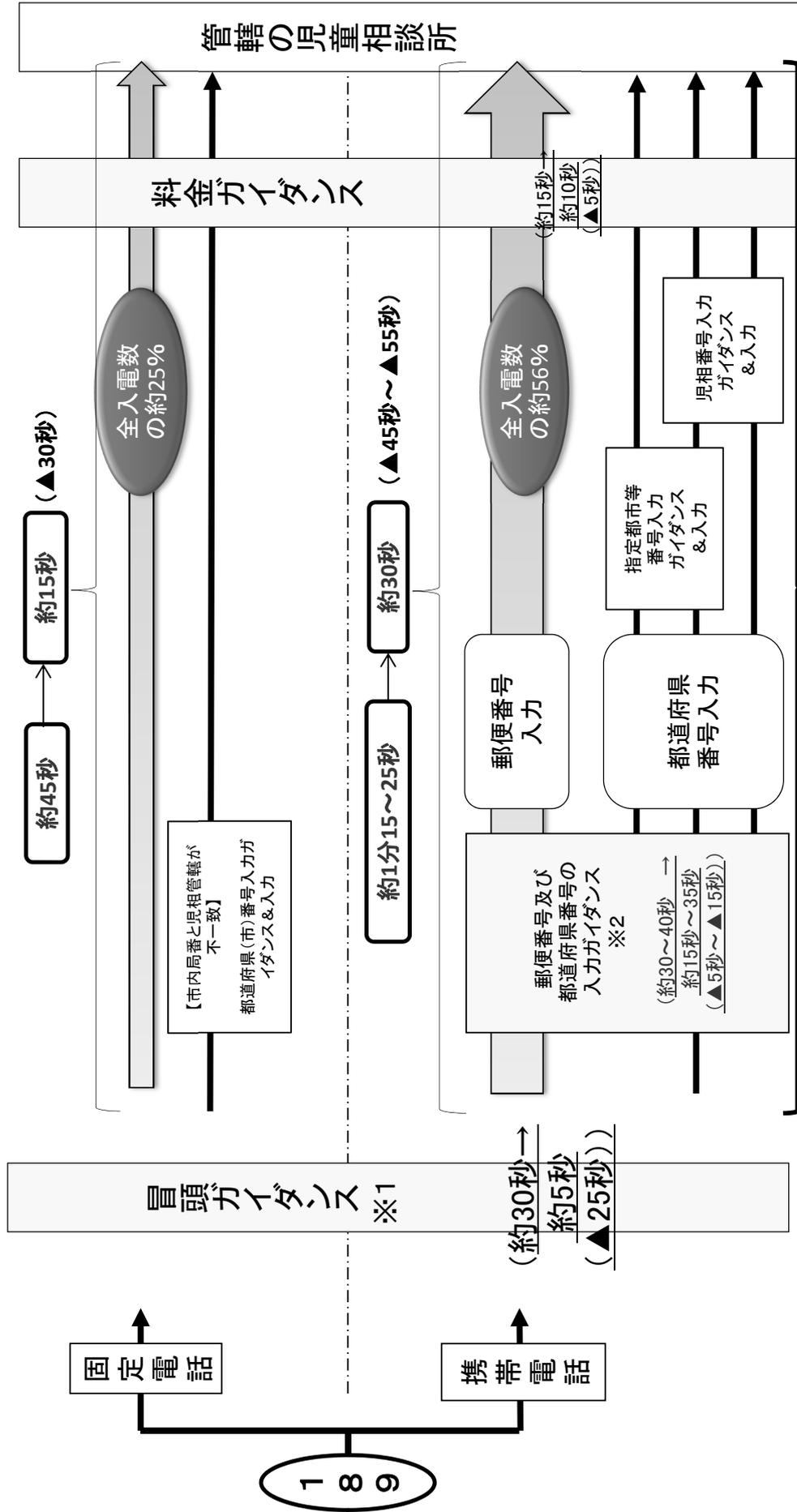
平成28年4月1日からの児童相談所全国共通ダイヤルのフロー



固定電話から発信した場合

携帯電話から発信した場合
(NTT以外の固定電話からの発信を含む)

児童相談所全国共通ダイヤル(189)の改善(平成28年4月)

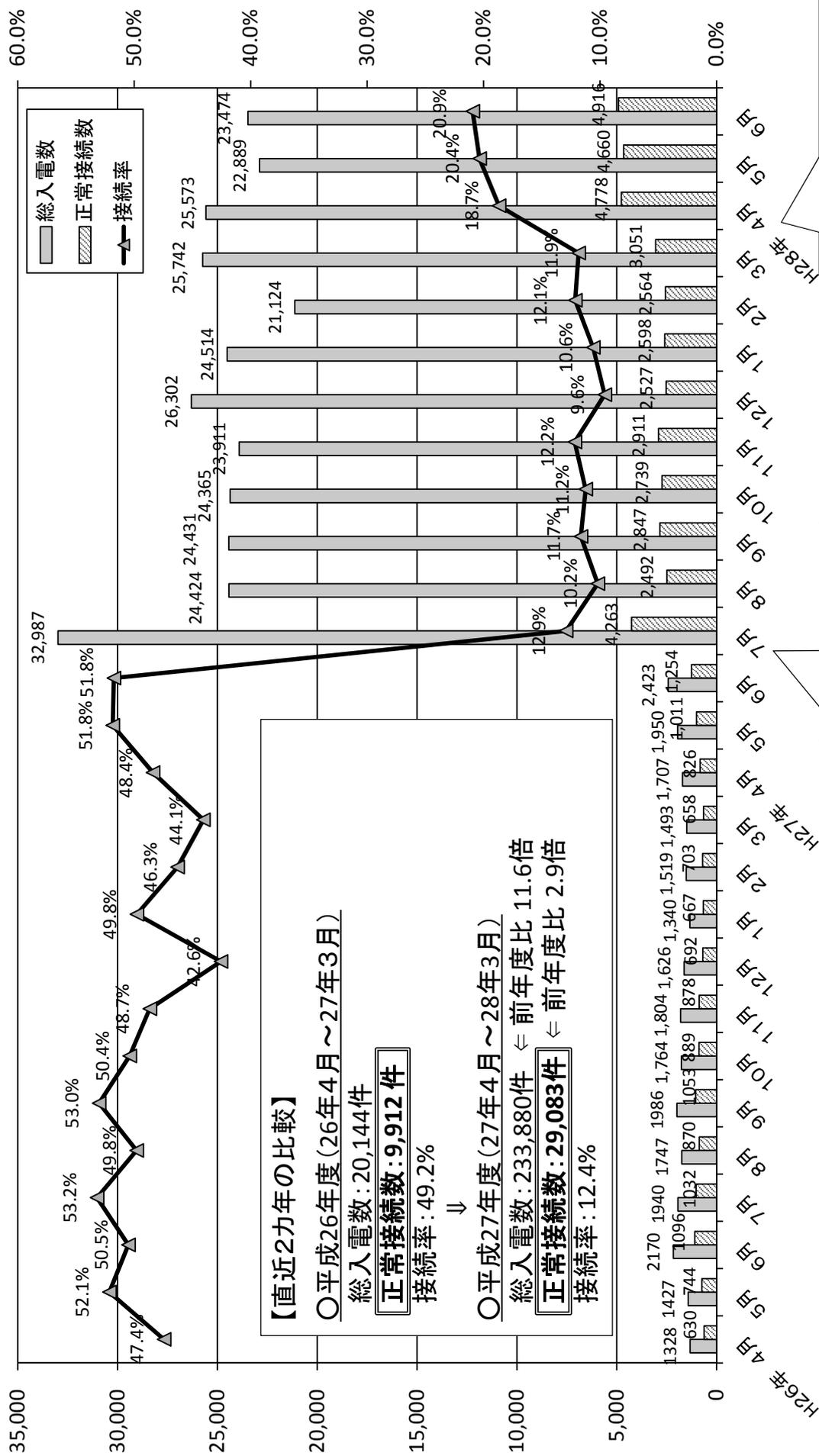


189にかけてから電話がつながるまでの平均時間

約70秒 (約70秒) → 約30秒 (約30秒) (▲40秒(▲60%))

※児童相談所につながるまで料金は発生しない

児童相談所全国共通ダイヤル（189）の入電数及び接続率の推移

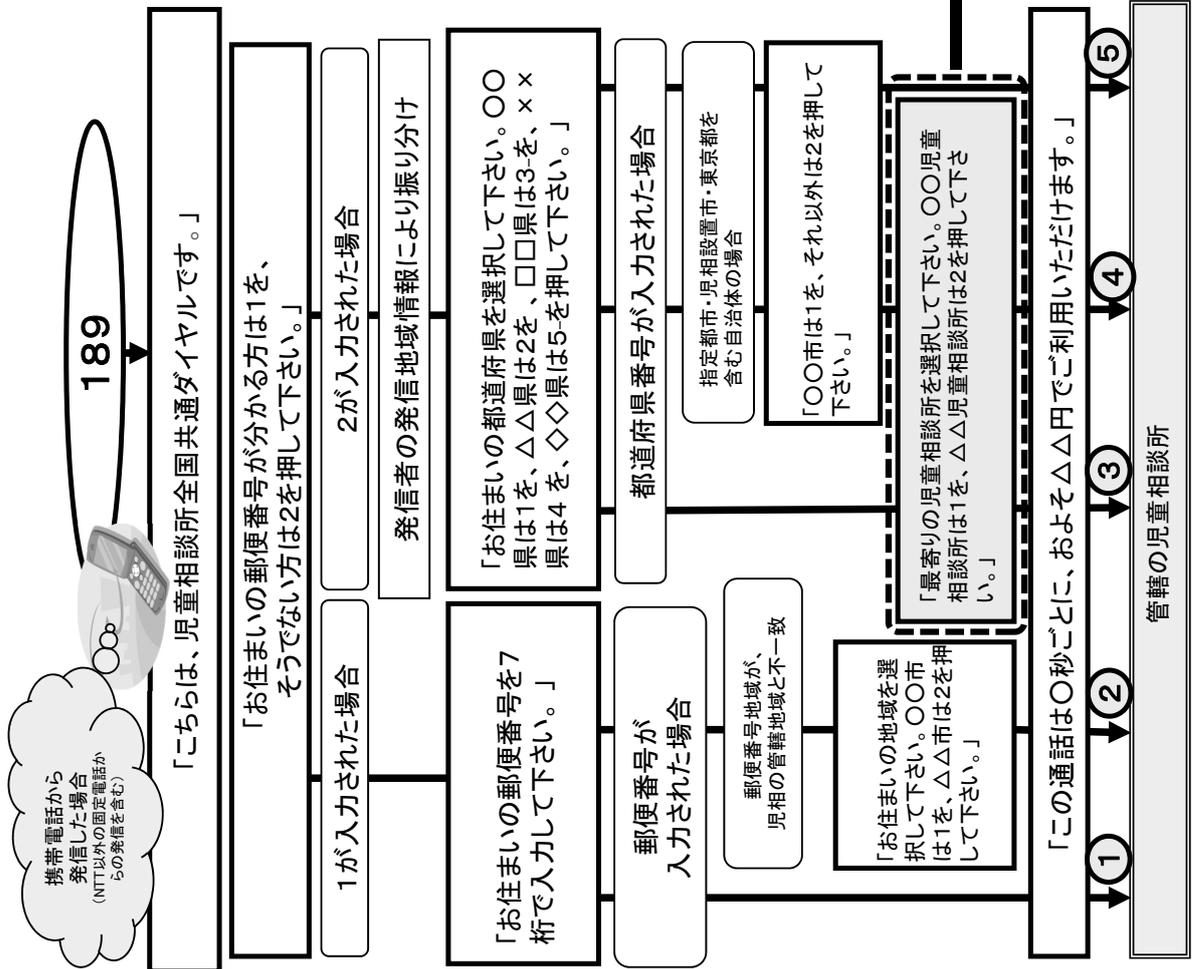


189の改善(ガイドランスの短縮等)
(平成28年4月1日)

189運用開始
(平成27年7月1日)

※ NTTコミュニケーションズよりデータ提供。
 ※ 総入電数は、全ての入電数(「0570-064-000」の入電を含む)。
 ※ 正常接続数は、話し中や児童相談所につながる前に電話を切る等により正常にならなかった電話を除いた入電数。
 ※ 接続率は、接続率(%) = 正常接続数 / 総入電数

児童相談所全国共通ダイヤル189の更なる改善(平成28年7月)

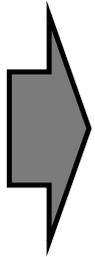


〇6月以前のガイドランスの仕組み

◇発信者が、住んでいる地域の郵便番号がわからない場合、住んでいる都道府県を選択する。

※東京都が選択された場合、選択された都道府県内に指定都市や児相設置市がある場合は、住んでいる市を選択する。

◇都道府県を選択後、選択された都道府県内や市内に複数の児童相談所がある場合、管轄の児童相談所を選択し、選択された児童相談所へ電話がつながる。



希望する都道府県等は、1カ所の児童相談所に電話を集約する仕組みを導入

〇11府県において、7月1日から1カ所の児童相談所へ電話を集約する仕組みを導入

(仕組みを導入した府県)

宮城県、群馬県、千葉県、福井県、滋賀県、京都府、和歌山県、徳島県、奈良県、静岡県、広島県

※静岡県、広島県については、夜間・土日祝日のみ1カ所の児童相談所へ電話を集約

平成27年度「居住実態が把握できない児童」に関する調査結果【概要】

調査の概要

<調査の経緯・目的>

○ 居住実態が把握できない児童（※1）やその家庭は特に支援を必要としている場合があり、平成26年11月、関係府省庁（内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、警察庁）による「児童虐待防止対策に関する副大臣等会議」において、児童の所在確認のための市町村間の情報共有と連携のあり方について申し合わせがなされた。

○ 更に、今後の対応策の検討の参考とするため、児童の所在及び安全確認のための市町村における取組状況等について、平成26年度（※2）に引き続き、調査を実施。

（※1）当該市町村に住民票はあるが、乳幼児健診が未受診等で、電話や家庭訪問等による連絡が取れない児童（以下の①～③のいずれかに該当）であって、市町村が引き続き所在及び安全の確認を行ったにもかかわらず、所在等が確認できない児童。

① 乳幼児健康診査、予防接種、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業等の乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けておらず、電話、文書、家庭訪問等を実施しても、連絡・接触ができない児童

② 市町村の児童家庭相談、保育の実施事務、児童手当、児童扶養手当等の児童を対象とした手当の支給事務、その他児童福祉行政の実施事務の過程で把握されている児童のうち、電話、文書、家庭訪問等を実施しても連絡・接触ができない児童

③ 市町村教育委員会が、学校への就園・就学に係る事務（注）の過程で把握した児童のうち、市町村教育委員会が学校と連携しても、電話、文書、家庭訪問等により連絡・接触ができない児童

（注）就園奨励費補助、就学時健診、就学説明会等の就園・就学前後の諸手続きに係る事務も含む。

（※2）初年度となる平成26年度は、平成26年5月1日時点で市町村が所在等の確認が必要と判断した児童について、同年10月20日時点の状況を調査し、結果を公表。

<調査の対象>

全国の市町村（1,741市町村）

<主な調査内容>

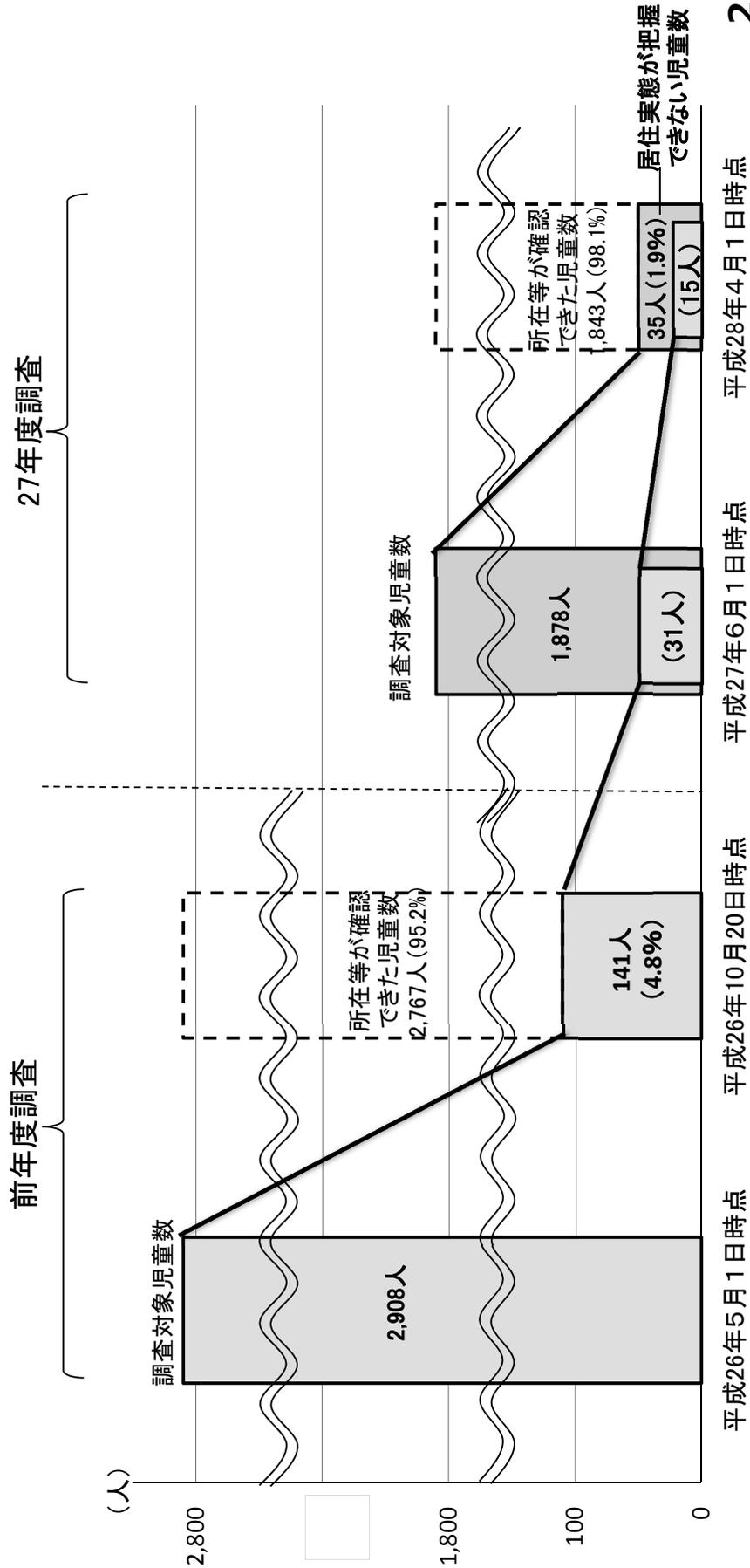
平成27年6月1日時点で市町村が所在等の確認が必要と判断した児童（以下「調査対象児童」という。）について、平成28年4月1日時点で居住実態が把握できない児童（※1）の個別の状況と、平成28年3月31日までに所在等が確認できた児童（※2）の全体の児童数や確認方法等について調査を実施。

（※1）「居住実態が把握できない児童」に関する主な調査項目	（※2）「所在等が確認できた児童」に関する主な調査項目
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学年、年齢、性別 ・ 要保護児童対策地域協議会へのケース登録の状況、児童相談所との情報共有・連携に係る依頼の状況、警察への通報（相談）の状況 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所在等が確認できた児童数（確認方法別） ・ 所在等が確認できた際、虐待又は虐待の疑いがあった児童数 等

調査結果

1. 全体の状況

- 平成28年4月1日時点で居住実態が把握できない児童数は35人。
 (※) 平成27年6月1日時点で市町村が所在等の確認が必要と判断した調査対象児童数は全国で1,878人。
 このうち平成28年3月31日までに所在等が確認できた児童数は1,843人(98.1%)。
- 平成26年度調査から引き続き居住実態が把握できない児童は、平成28年4月1日時点では15人。



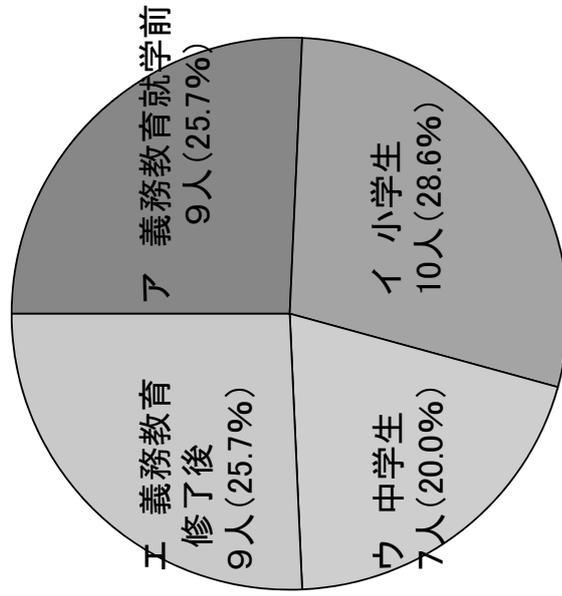
2. 居住実態が把握できない児童（35人）の状況（平成28年4月1日時点）

学年別の状況

- 「ア 義務教育就学前」が9人（25.7%）、「イ 小学生」が10人（28.6%）、「ウ 中学生」が7人（20.0%）、「エ 義務教育修了後」が9人（25.7%）。
- (※) 学年は、平成27年6月1日時点。

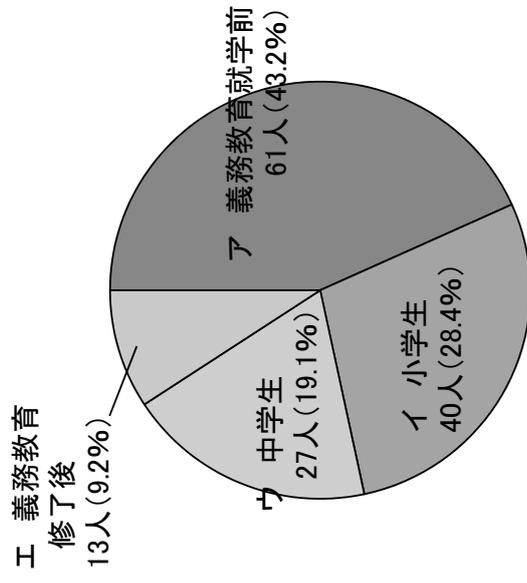
- 前年度調査では、「ア 義務教育就学前」が61人と最多で、全体の4割以上を占めていたが、本年度調査では25.7%と、特に「義務教育就学前」の児童の所在等の確認が進展している状況。

<平成27年度調査>



総数：35人

<（参考）前年度調査>

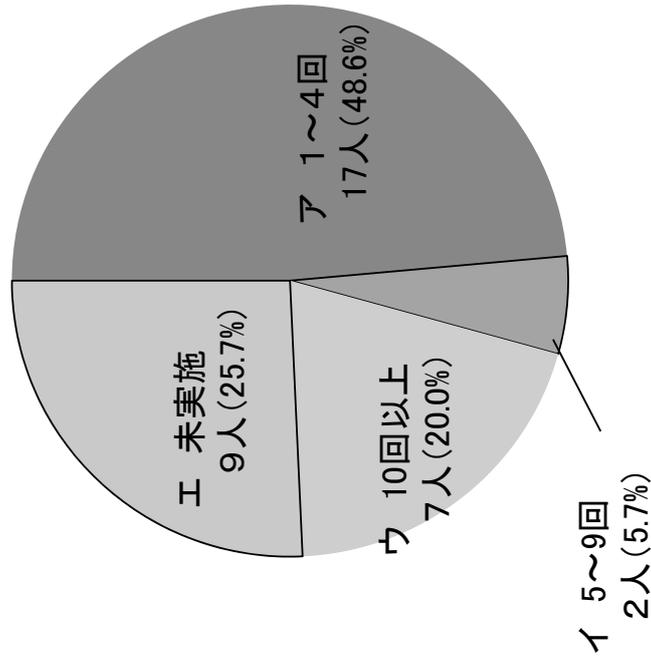


総数：141人（※H26.10.20時点）

これまでの訪問調査の状況 【2の続き】

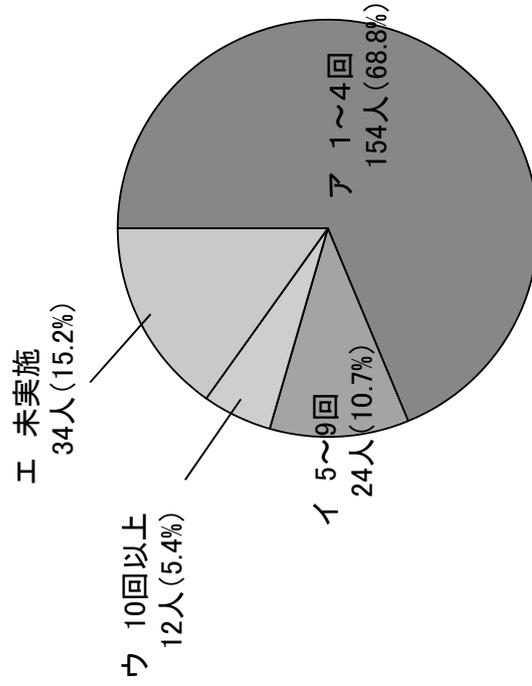
- 「ア 1～4回」が17人(48.6%)で最多。次いで「エ 未実施」が9人(25.7%)、「ウ 10回以上」が7人(20.0%)、「イ 5～9回」が2人(5.7%)。
(※)理由については、例えば、「海外に出国している可能性がある」、「DV等で避難している可能性がある」等により住所地に居住していないことが明らかな場合。
- 前年度調査との比較では、「ウ 10回以上」の割合が5.4%から20.0%と増加しており、頻回な訪問調査の実施による所在等の確認の取組が進展している状況。

＜平成27年度調査＞



総数：35人

＜(参考) 前年度調査＞

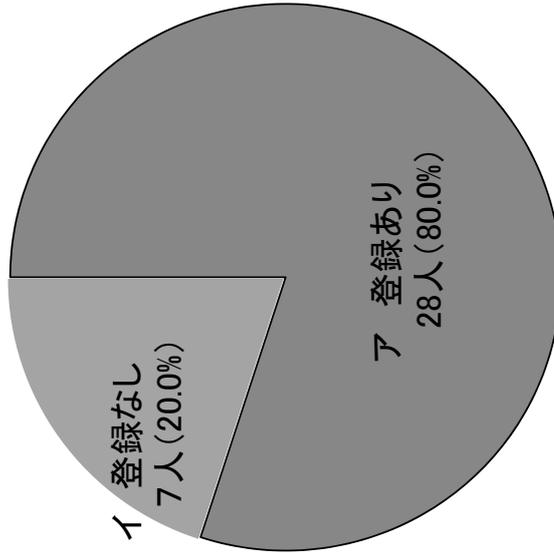


総数：224人 (※H26.9.1時点)

要保護児童対策地域協議会へのケース登録の状況 【2の続き】

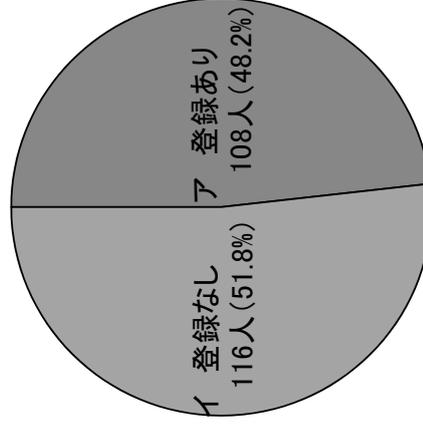
- 「ア 登録あり」が28人(80.0%)、「イ 登録なし(※)」が7人(20.0%)。
(※) 理由については、例えば、「警察に通報(相談)しているため」、「海外に出国している可能性があるため」。
- 前年度調査との比較では、48.2%から80.0%と要保護児童対策地域協議会へのケース登録が進展している状況。

<平成27年度調査>



総数：35人

<(参考) 前年度調査>

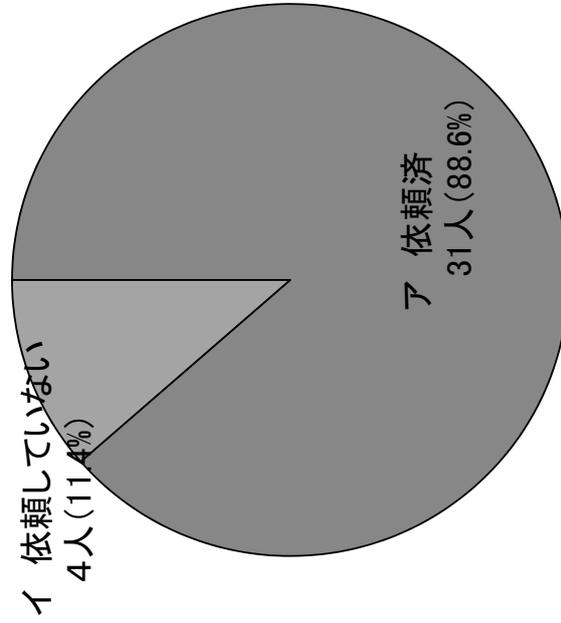


総数：224人(※H26.9.1時点)

児童相談所との情報共有・連携に係る依頼の状況 【2の続き】

- 「ア 依頼済」が31人（88.6%）、「イ 依頼していない（※）」が4人（11.4%）。
（※）理由については、例えば、「海外に出国している可能性があるため」、「DV等で他市町村に避難している可能性があるため」。

<平成27年度調査>

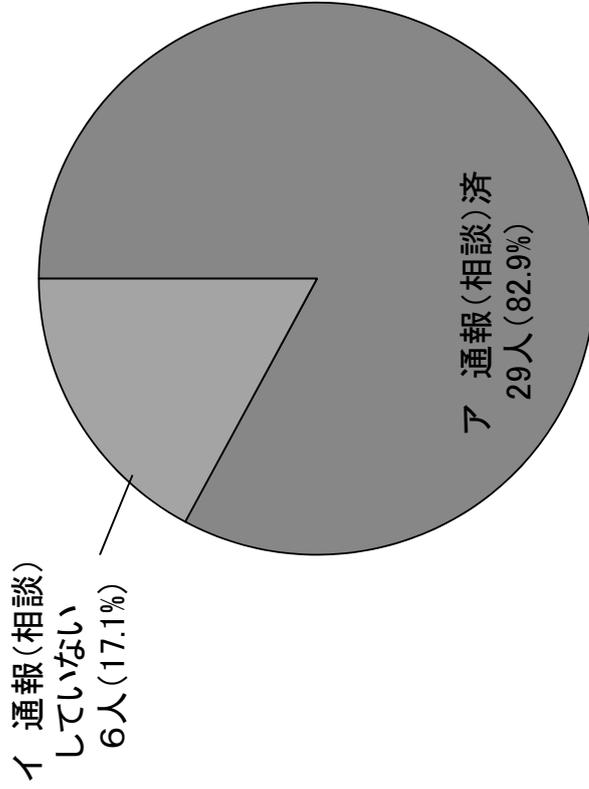


総数：35人

警察への通報（相談）の状況 【2の続き】

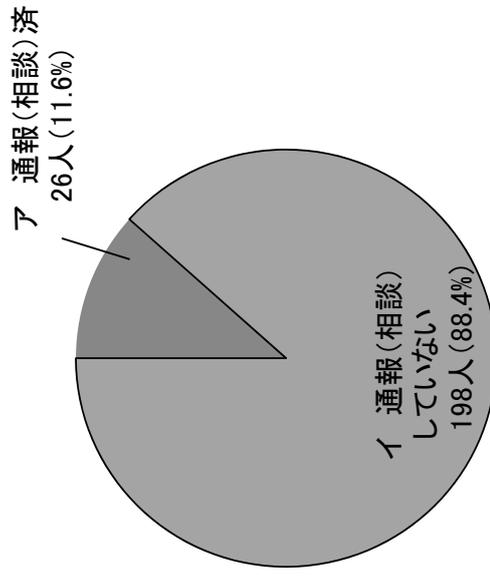
- 「ア 通報（相談）済」が29人（82.9%）、「イ 通報（相談）していない（※）」が6人（17.1%）。（※）理由については、例えば、「海外に出国している可能性があるため」、「DV等で他市町村に避難している可能性があるため」。
- 前年度調査との比較では、11.6%から82.9%と警察への通報（相談）が大幅に上昇し、徹底されている状況。

<平成27年度調査>



総数：35人

<（参考）前年度調査>



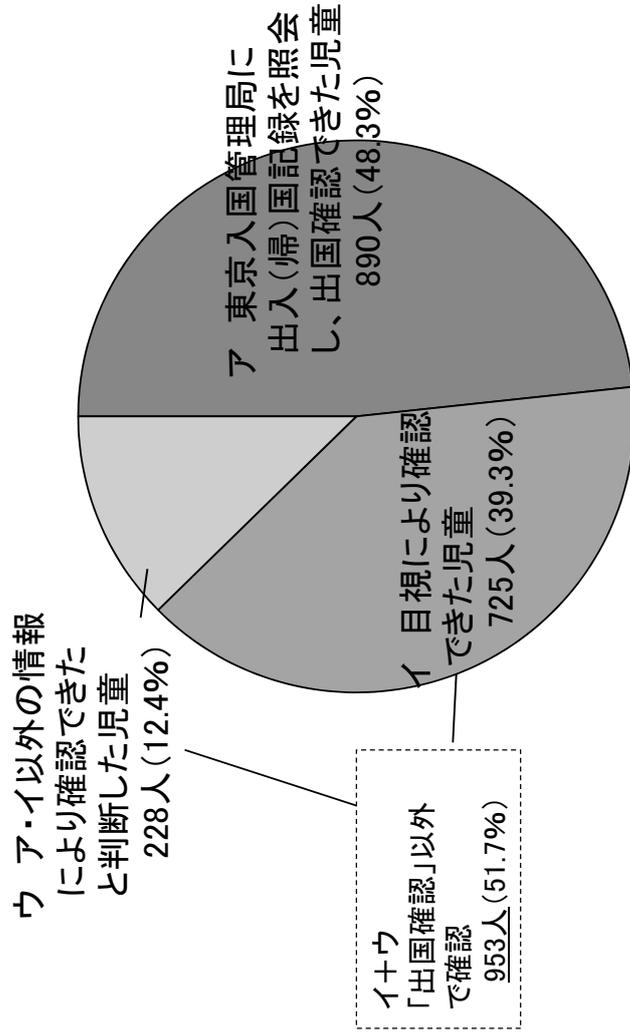
総数：224人（※H26.9.1時点）

3. 所在等が確認できた児童（1,843人）の状況（平成27年6月2日～平成28年3月31日）

所在等が確認できた方法

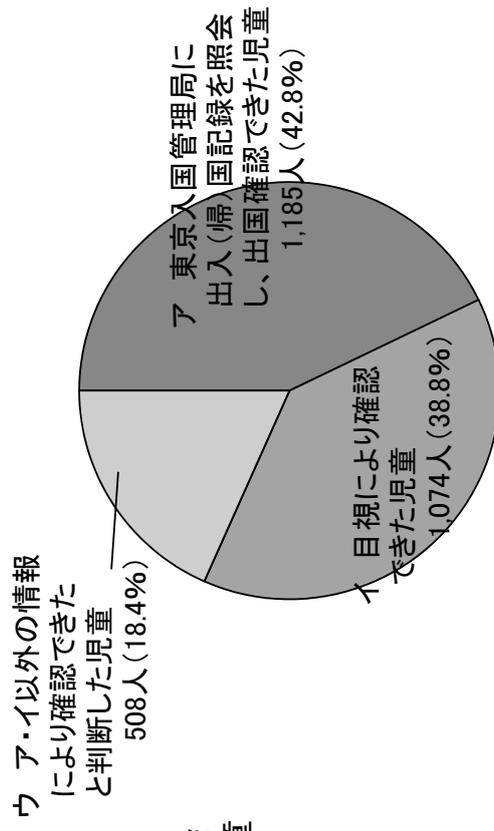
- 「ア 東京入国管理局に出入（帰）国記録を照会し、出国確認できた児童」が890人（48.3%）で最多。次いで「イ 目視により確認できた児童」が725人（39.3%）、「ウ ア・イ以外の情報により確認できた児童」が228人（12.4%）。
- 前年度調査と概ね同様の傾向。

<平成27年度調査>



総数：1,843人

<（参考）前年度調査>



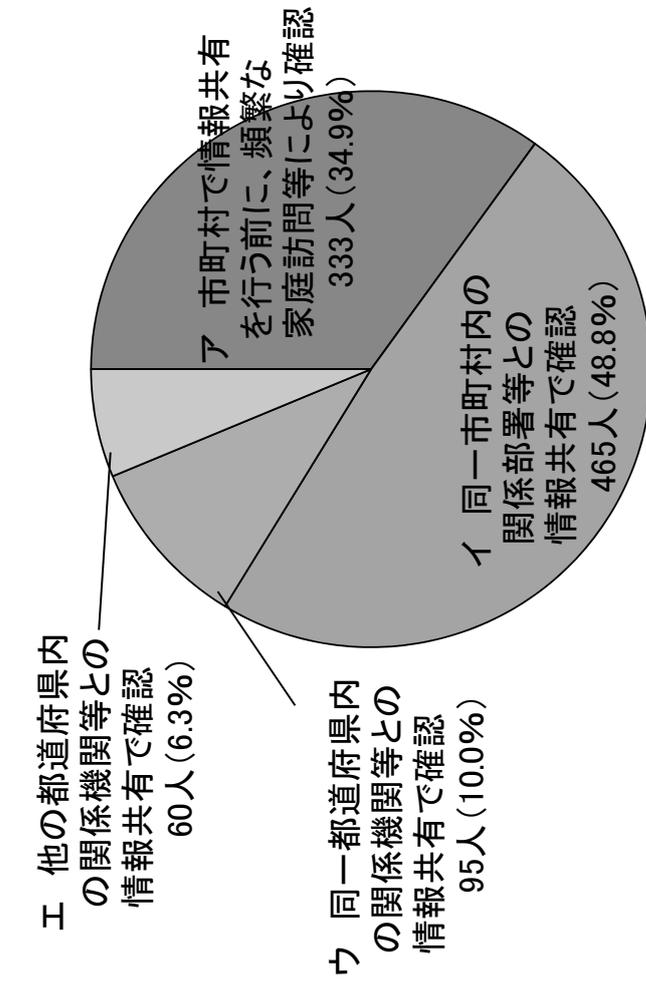
総数：2,767人

所在等が確認できた方法の詳細

～「出国確認」以外の方法で所在等が確認できた953人の状況～ 【3の続き】

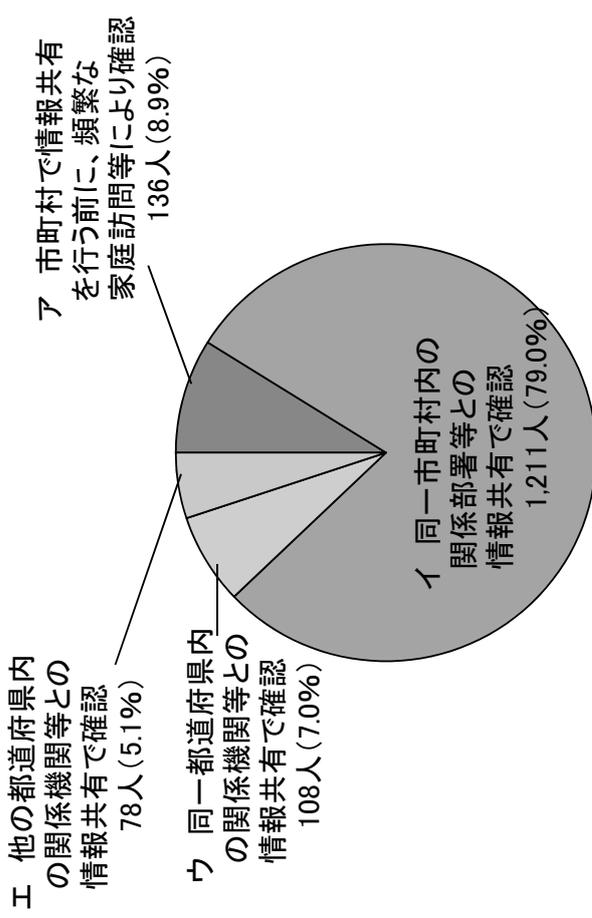
- 「イ 同一市町村内で確認」が465人 (48.8%) で最多。次いで「ア 頻繁な家庭訪問等により確認」が333人 (34.9%)、「ウ 同一都道府県内で確認」が95人 (10.0%)、「エ 他の都道府県内で確認」が60人 (6.3%)。
- 特に「ア 頻繁な家庭訪問等により確認」と「イ 同一市町村内で確認」の合計は、前年度調査と同様に8割超。

<平成27年度調査>



総数：953人

<（参考）前年度調査>



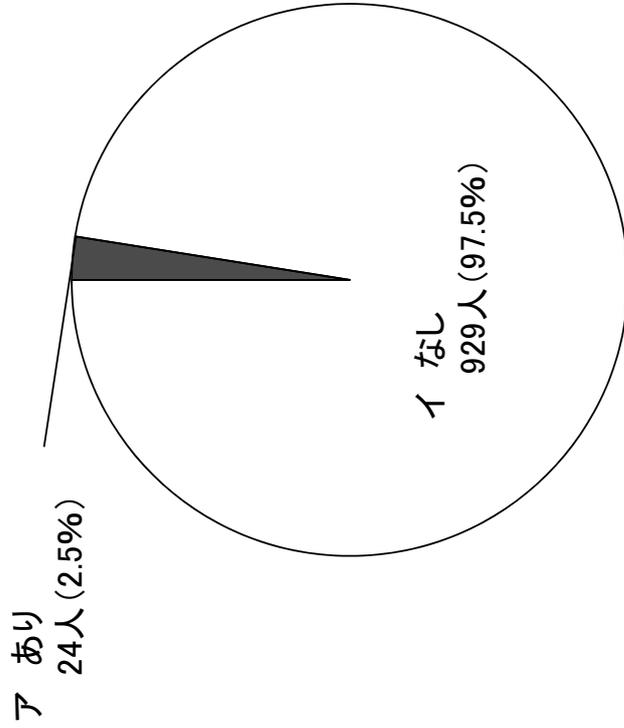
総数：1,533人

所在等が確認できた際の虐待又は虐待の疑いの有無

～「出国確認」以外の方法で所在等が確認できた953人の状況～ 【3の続き】

- 「ア あり(※)」との回答が24人(2.5%)。
(※) 理由については、例えば、「学校に通わせていないため(教育ネグレクト)」、「母親の養育力不足等によるネグレクトの疑いがあるため」、「家族から暴言等を受けて家出を繰り返していた経緯があるため」。

<平成27年度調査>



総数：953人

所在等の確認の取組事例

取組事例①

1. 所在等の確認が必要な児童として判断した経緯等（住所地市町村で対応）

- 実母、本児（1歳5か月）の世帯。 ※年齢は平成27年6月1日時点
- 住所地市町村では、転入時から転居を繰り返す母子として把握。
- 住所地市町村の母子保健部門が発出した本児の1歳6か月児健診の案内が宛所不明で返送され、実母、本児と連絡・接触ができず、所在等の確認が必要と判断。

2. 所在等の確認のための取組（住所地市町村・居所市町村が連携して対応）

- 住所地市町村は、住所地への訪問に警察と児童相談所とともに同行。
- 訪問時、母子は不在であったが、在室していた関係者の協力により実母と電話連絡ができ、実母から「居所都道府県の児童相談所に向かう予定である」旨を聴取。住所地市町村は、即日、この旨を当該児童相談所に連絡し、本児の安全確認の協力依頼と、これまでの対応経過を情報提供。
- 居所都道府県の児童相談所に母子が来所し、実母から「遠隔地で働くため子どもを預かって欲しい。」旨の相談を受理。児童相談所では、実母の意向に加え、住所地市町村における対応経過等から、このまま放置すると不グレクト（育児放棄）につながることも考慮して、即日、本児を乳児院に一時保護委託とし児童の安全を確保。

3. 所在等の確認後の児童への支援（居所市町村で対応）

- 本児は、その後、一時保護を解除され、乳児院に施設入所措置となっており、現在、児童養護施設に措置先を変更し入所中。
- 居所都道府県の児童相談所は、住居を転々とする実母の特性を踏まえ、住民登録手続、住居の決定等について親身に助言を行うなど実母と連絡を密に取り合う関係を構築し、支援を継続。

4. 本事例から得られた取組のポイント

- ☆ 住所地市町村、児童相談所及び警察が連携し、協力体制のもと住所地への訪問を実施したこと。
- ☆ 住所地市町村から居所都道府県の児童相談所に母子の対応経過等を速やかに情報提供したこと、迅速に一時保護を実施し、児童の安全を確保したこと。

取組事例②

1. 所在等の確認が必要な児童として判断した経緯等（住所地市町村で対応）

- 実父、実母、長女（7歳）、次女（5歳）の世帯。 ※年齢は平成27年6月1日時点
- 住所地市町村の教育委員会が発送した長女の小学校入学案内が返送され、入学手続きが行われないことから、教育委員会が家庭訪問を実施したところ、本世帯が住民票をそのままにして転居したことを把握。本世帯と連絡・接触ができず、所在等の確認が必要と判断。

2. 所在等の確認のための取組（住所地市町村・居所市町村が連携して対応）

- 住所地市町村の関係部署間（戸籍担当、国民健康保険担当、税務担当等）、要保護児童対策地域協議会（要対協）の関係機関間（市教育委員会、保健福祉センター、福祉事務所、児童相談所、警察署等）で所在確認のための情報共有を実施し、他市町村で居住の可能性があることが判明。
- 住所地市町村の関係機関（教育委員会、児童相談所及び要対協調整機関）が、居住の可能性がある他市町村に赴き居住実態を調査したが、直接接触して確認することができず、当該市町村の福祉事務所（要対協調整機関）に継続的な居住確認を依頼。
- 当該市町村では児童相談所、警察等関係機関と情報を共有しつつ居住確認を継続し、実父、実母、長女、次女の所在を確認。

3. 所在等の確認後の児童への支援（居所市町村で対応）

- 長女は小学校に通学しておらず、教育ネグレクトが疑われたことから、居所市町村において入学手続きを支援。
- 居所市町村は、世帯全員の住民登録手続きを支援するとともに、学校と連携しつつ定期的に家庭訪問を実施し、本世帯の生活状況を把握するなどして居住実態を継続的に確認。

4. 本事例から得られた取組のポイント

- ☆ 住所地市町村で、関係部署や要対協を活用した積極的な情報共有を行うことにより、他市町村での居住の可能性を把握したこと。
- ☆ 住所地市町村が居所市町村に対して継続的な居住確認を依頼するなど、住所地と居所地の自治体が協力・連携して長女及び次女の所在確認に取り組んだこと。

平成 27 年度「居住実態が把握できない児童」に関する調査結果【全体版】

1 全体

○ 平成 28 年 4 月 1 日時点で居住実態が把握できない児童数は 35 人。

(※) 平成 27 年 6 月 1 日時点で市町村が所在等の確認が必要と判断した児童（以下、「調査対象児童」という。）数は全国で 1,878 人。このうち平成 28 年 3 月 31 日までに所在等が確認できた児童数は 1,843 人（98.1%）。

○ 平成 26 年度調査から引き続き居住実態が把握できない児童数は、平成 28 年 4 月 1 日時点で 15 人となっている。

状況	人数	割合
平成 27 年 6 月 1 日時点の調査対象児童	1,878 (31)	—
平成 27 年 6 月 2 日から平成 28 年 3 月 31 日までに所在等が確認できた児童	1,843 (16)	98.1%
平成 28 年 4 月 1 日時点で居住実態が把握できない児童	35 (15)	1.9%

(※) 括弧書きは、平成 26 年度調査から引き続き居住実態が把握できない児童数の内訳。

(参考) 平成 26 年度調査

状況	人数	割合
平成 26 年 5 月 1 日時点の調査対象児童	2,908	—
同年 5 月 2 日から 10 月 19 日までに所在等が確認できた児童	2,767	95.2%
同年 10 月 20 日時点で居住実態が把握できない児童	141	4.8%

2 居住実態が把握できない児童（35人）の状況（平成28年4月1日時点）

（1）学年別の状況

学年	人数	割合
ア 義務教育就学前	9	25.7%
イ 小学生	10	28.6%
ウ 中学生	7	20.0%
エ 義務教育修了後	9	25.7%
計	35	100.0%

（※）学年の時点は平成27年6月1日。

（参考）平成26年度調査（141人（平成26年10月20日時点）の内訳） ※学年の時点は平成26年5月1日

学年	人数	割合
ア 義務教育就学前	61	43.3%
イ 小学生	40	28.4%
ウ 中学生	27	19.1%
エ 義務教育修了後	13	9.2%
計	141	100.0%

（2）年齢別の状況

年齢	人数	割合	年齢	人数	割合	年齢	人数	割合
0歳	1	2.9%	7歳	1	2.9%	14歳	0	0.0%
1歳	1	2.9%	8歳	1	2.9%	15歳	5	14.3%
2歳	1	2.9%	9歳	2	5.7%	16歳	0	0.0%
3歳	1	2.9%	10歳	2	5.7%	17歳	4	11.4%
4歳	5	14.3%	11歳	2	5.7%	18歳以上	0	0.0%
5歳	0	0.0%	12歳	4	11.4%	計	35	100.0%
6歳	2	5.7%	13歳	3	8.6%			

（※）年齢の時点は平成27年6月1日。

（参考）平成26年度調査（141人（平成26年10月20日時点）の内訳） ※年齢の時点は平成26年5月1日

年齢	人数	割合	年齢	人数	割合	年齢	人数	割合
0歳	2	1.4%	7歳	5	3.5%	14歳	11	7.8%
1歳	7	5.0%	8歳	5	3.5%	15歳	4	2.8%
2歳	10	7.1%	9歳	13	9.2%	16歳	6	4.3%
3歳	17	12.1%	10歳	3	2.1%	17歳	5	3.5%
4歳	15	10.6%	11歳	7	5.0%	18歳以上	0	0.0%
5歳	8	5.7%	12歳	7	5.0%	計	141	100.0%
6歳	8	5.7%	13歳	8	5.7%			

(3) 性別の状況

性別	人数	割合
ア 男	16	45.7%
イ 女	19	54.3%
計	35	100.0%

(参考) 平成 26 年度調査 (141 人 (平成 26 年 10 月 20 日時点) の内訳)

性別	人数	割合
ア 男	75	53.2%
イ 女	66	46.8%
計	141	100.0%

(4) 家族の状況

内容	人数	割合
ア 当該児童とともに家族の居住実態も把握できていない (※ 1)	30	85.7%
イ 児童以外の居住実態は確認できている (※ 2)	5	14.3%
計	35	100.0%

(※ 1) 保護者や兄弟姉妹のうち、当該児童とともに少なくとも 1 人以上把握できていない場合。

(※ 2) 例えば、

- ・義務教育修了後で、家出により居住実態が把握できない状況となっている児童
- ・その他、原因不明で居住実態が把握できない児童 (← 例えば、要保護児童対策地域協議会へのケース登録、児童相談所との情報共有・連携に係る依頼、警察への通報 (相談) を行うなどして関係機関が連携して把握に努めている。)

が存在。

(参考) 平成 26 年度調査 (224 人 (平成 26 年 9 月 1 日時点) の内訳)

内容	人数	割合
ア 当該児童とともに家族の居住実態も把握できていない	212	94.6%
イ 児童以外の居住実態は確認できている	12	5.4%
計	224	100.0%

(5) 住民票上の住居の状況

内容	人数	割合
ア 誰も居住している様子がなかった	8	22.9%
イ 無関係の者が居住していた	11	31.4%
ウ 祖父母等の児童と関係のある者が居住している様子がある	16	45.7%
計	35	100.0%

(参考) 平成26年度調査(224人(平成26年9月1日時点)の内訳)

内容	人数	割合
ア 誰も居住している様子がなかった	93	41.5%
イ 無関係の者が居住していた	47	21.0%
ウ 祖父母等の児童と関係のある者が居住している様子がある	50	22.3%
エ その他(オートロック等により住居の状況が確認できていない等)	34	15.2%
計	224	100.0%

(6) 市町村の調査の状況

① これまでの訪問調査の状況

市町村が、調査対象児童の存在を最初に把握した時期以降に行った訪問調査の回数を回答。

回数	人数	割合
ア 1～4回	17	48.6%
イ 5～9回	2	5.7%
ウ 10回以上	7	20.0%
エ 未実施(※)	9	25.7%
計	35	100.0%

(※) 理由については、例えば、海外に出国している可能性がある、DV等で避難している可能性がある等により住所地に居住していないことが明らかな場合。

(参考) 平成26年度調査(224人(平成26年9月1日時点)の内訳)

家族の状況	人数	割合
1～4回	154	68.8%
5～9回	24	10.7%
10回以上	12	5.4%
未実施	34	15.2%
計	224	100.0%

② 所在等を確認するために実施した主な調査先

調査先	人数
ア 同一市町村内の関係部署等	—
・ 児童手当、児童扶養手当等担当	29
・ 児童家庭相談担当（福祉事務所の家庭児童相談室を含む）	26
・ 戸籍・住民基本台帳担当	25
・ 教育委員会	25
・ 児童相談所	4
イ 同一都道府県内の関係機関等	—
・ 児童相談所	28
・ 他の市町村	9
ウ 他の都道府県内の関係機関等	—
・ 他の市町村	6
・ 児童相談所	5
エ その他の関係機関等	—
・ 警察署	29
・ 親族・友人・近隣住民等	13
・ 幼稚園・学校	7

（※）複数回答可のため、児童数の重複はあり。

（7）虐待リスクの把握の有無の状況

内容	人数	割合
ア あり（※）	3	8.6%
イ なし・不明	32	91.4%
計	35	100.0%

（※）理由については、

- ・ 精神科治療が必要と考えられるが、通院させていない可能性があるため
- ・ 就学させていない可能性が高いため

なお、3人については、例えば、要保護児童対策地域協議会へのケース登録、児童相談所との情報共有・連携に係る依頼、警察への通報（相談）を行うなどして関係機関が連携して把握に努めている。

（参考）平成26年度調査（224人（平成26年9月1日時点）の内訳）

内容	人数	割合
あり	6	2.7%
なし	218	97.3%
計	224	100.0%

(8) 要保護児童対策地域協議会へのケース登録、児童相談所との情報共有・連携に係る依頼、警察への通報（相談）の状況

① 要保護児童対策地域協議会へのケース登録の状況

内容	人数	割合
ア 登録あり	28	80.0%
イ 登録なし（※）	7	20.0%
計	35	100.0%

（※）理由については、例えば、

- ・警察に通報（相談）しているため
- ・海外に出国している可能性があるため

（参考）平成26年度調査（224人（平成26年9月1日時点）の内訳）

要対協へのケース登録	人数	割合
あり	108	48.2%
なし	116	51.8%
計	224	100.0%

② 児童相談所との情報共有・連携に係る依頼の状況

内容	人数	割合
ア 依頼済	31	88.6%
イ 依頼していない（※）	4	11.4%
計	35	100.0%

（※）理由については、例えば、

- ・海外に出国している可能性があるため
- ・DV等で他市町村に避難している可能性があるため

③ 警察への通報（相談）の状況

内容	人数	割合
ア 通報（相談）済（※1）	29	82.9%
イ 通報（相談）していない（※2）	6	17.1%
計	35	100.0%

（※1）29人の児童の状況としては、

- ・行方不明者届が提出されているなどの児童：25人
- ・海外出国の可能性があるなどにより行方不明者届を提出していない児童：4人

（※2）理由については、例えば、

- ・海外に出国している可能性があるため
- ・DV等で他市町村に避難している可能性があるため

（参考）平成26年度調査（224人（平成26年9月1日時点）の内訳）

警察への通報（相談）	人数	割合
通報（相談）済	26	11.6%
通報（相談）していない	198	88.4%
計	224	100.0%

（9）海外出国の可能性の有無の状況

内容	人数	割合
ア 可能性あり（※）	7	20.0%
イ 可能性なし	28	80.0%
計	35	100.0%

（※）理由としては、例えば、

- ・出国記録は確認できず、児童は出生時から海外に居住している可能性があることについて情報を得ているため
- ・出国記録は確認できないが、海外への出国を理由として行政サービスの受給を辞退しており、児童は他国の氏名のパスポートで出国している可能性があるため

（10）DV等で他市町村で避難している可能性の有無の状況

内容	人数	割合
ア 可能性あり（※）	2	5.7%
イ 可能性なし	33	94.3%
計	35	100.0%

（※）理由については、

- ・当該世帯の関係者から「詳細な住所地は不明であるが、DVにより避難している」との情報を得ているため

(11) 調査対象児童として判断した時期

時期	人数	割合	時期	人数	割合
平成 25 年度以前	14	40.0%	平成 27 年 3 月	2	5.7%
平成 26 年 4 月～12 月	6	17.1%	平成 27 年 4 月	4	11.4%
平成 27 年 1 月	2	5.7%	平成 27 年 5 月	5	14.3%
平成 27 年 2 月	2	5.7%	計	35	100.0%

(※) 基準日は平成 27 年 6 月 1 日。

(12) 調査対象児童の所在等を確認する上で生じている個々の問題点等

調査対象児童の所在等を確認する上で生じている主な問題点は、以下のとおり。

- ・ 居所市町村において行政サービスの利用等の動きがなく児童の把握につながる情報が得られない
- ・ 二重国籍を有する可能性がある者で、住民票に記載のない外国の氏名の旅券を使用して出国している場合、東京入国管理局で出国状況の確認ができない
- ・ 出生時から海外で生活しており、住民票上の住所での生活実態がなく確認できない
- ・ DVが原因で他の市町村に転出し、親族等も所在地を把握していない

3 居住実態が把握できない児童（35 人）のうち、平成 26 年度調査から引き続き把握できない児童（15 人）の状況（平成 28 年 4 月 1 日時点）

状況	人数	割合
平成 26 年 10 月 20 日時点で居住実態が把握できない児童	141	—
平成 26 年 10 月 21 日から平成 28 年 3 月 31 日までに所在等の確認ができた児童	126	89.4%
平成 28 年 4 月 1 日時点で居住実態が把握できない児童	15	10.6%

(参考) 所在等が確認できた児童（126 人）の把握方法

内容	人数	割合
ア 東京入国管理局に出入（帰）国記録を照会し、出国確認できた児童	51	40.5%
イ 目視により確認できた児童（※1）	50	39.7%
ウ 上記以外の情報により確認できたと判断した児童（※2）	25	19.8%
計	126	100.0%

(※1) 市町村職員や、市町村が依頼した関係機関や関係者が、当該児童を目視により確認できた場合。

(※2) 当該児童の所在について得られた情報の信頼性に確信が持てるとして住所地市町村が判断した場合（例：親族等から児童の所在に関し信頼性の高い情報を得た場合 等）。

(1) 学年別の状況

学年	人数	割合
ア 義務教育就学前	3	20.0%
イ 小学生	6	40.0%
ウ 中学生	2	13.3%
エ 義務教育修了後	4	26.7%
計	15	100.0%

(※) 学年の時点は平成 27 年 6 月 1 日。

(2) 年齢別の状況

年齢	人数	割合	年齢	人数	割合	年齢	人数	割合
0 歳	0	0.0%	7 歳	1	6.7%	14 歳	0	0.0%
1 歳	0	0.0%	8 歳	0	0.0%	15 歳	3	20.0%
2 歳	0	0.0%	9 歳	1	6.7%	16 歳	0	0.0%
3 歳	1	6.7%	10 歳	1	6.7%	17 歳	1	6.7%
4 歳	2	13.3%	11 歳	2	13.3%	18 歳以上	0	0.0%
5 歳	0	0.0%	12 歳	1	6.7%	計	15	100.0%
6 歳	1	6.7%	13 歳	1	6.7%			

(※) 年齢の時点は平成 27 年 6 月 1 日。

(3) 性別の状況

性別	人数	割合
ア 男	8	53.3%
イ 女	7	46.7%
計	15	100.0%

(4) 家族の状況

内容	人数	割合
ア 当該児童とともに家族の居住実態も把握できていない(※1)	12	80.0%
イ 児童以外の居住実態は確認できている(※2)	3	20.0%
計	15	100.0%

(※1) 保護者や兄弟姉妹のうち、当該児童とともに少なくとも 1 人以上把握できていない場合。

(※2) 以下の児童が存在。

- ・義務教育修了後で、家出により居住実態が把握できない状況となっている児童
- ・その他、原因不明で居住実態が把握できない児童(← 例えば、要保護児童対策地域協議会へのケース登録、児童相談所との情報共有・連携に係る依頼、警察への通報(相談)を行うなどして関係機関が連携して把握に努めている。)

(5) 住民票上の住居の状況

内容	人数	割合
ア 誰も居住している様子がなかった	3	20.0%
イ 無関係の者が居住していた	6	40.0%
ウ 祖父母等の児童と関係のある者が居住している様子がある	6	40.0%
計	15	100.0%

(6) 市町村の調査の状況

① これまでの訪問調査の状況

市町村が、調査対象児童の存在を最初に把握した時期以降に行った訪問調査の回数を回答。

回数	人数	割合
ア 1～4回	8	53.3%
イ 5～9回	1	6.7%
ウ 10回以上	2	13.3%
エ 未実施(※)	4	26.7%
計	15	100.0%

(※) 例えば、自己の意思で家出をしたことが状況から明らかの場合。

② 所在等を確認するために実施した主な調査先

調査先	人数
ア 同一市町村内の関係部署等	—
・ 児童家庭相談担当（福祉事務所の家庭児童相談室を含む）	14
・ 児童手当、児童扶養手当等担当	12
・ 教育委員会	12
・ 戸籍・住民基本台帳担当	11
・ 児童相談所	3
イ 同一都道府県内の関係機関等	—
・ 児童相談所	11
・ 他の市町村	3
ウ 他の都道府県内の関係機関等	—
・ 他の市町村	3
・ 児童相談所	1
エ その他の関係機関等	—
・ 警察署	15
・ 共同住宅の管理人等	5
・ 親族・友人・近隣住民等	4
・ 幼稚園・学校	4

(※) 複数回答可のため、児童数の重複はあり。

(7) 虐待リスクの把握の有無の状況

内容	人数	割合
ア あり	0	0.0%
イ なし・不明	15	100.0%
計	15	100.0%

(8) 要保護児童対策地域協議会へのケース登録、児童相談所との情報共有・連携に係る依頼、警察への通報（相談）の状況

① 要保護児童対策地域協議会へのケース登録

内容	人数	割合
ア 登録あり	12	80.0%
イ 登録なし（※）	3	20.0%
計	15	100.0%

（※）理由については、

- ・警察に通報（相談）しているため
- ・海外に出国している可能性があるため

② 児童相談所との情報共有・連携に係る依頼の状況

内容	人数	割合
ア 依頼済	13	86.7%
イ 依頼していない（※）	2	13.3%
計	15	100.0%

（※）理由については、例えば、

- ・海外に出国している可能性があるため

③ 警察への通報（相談）の状況

内容	人数	割合
ア 通報（相談）済（※）	15	100.0%
イ 通報（相談）していない	0	0.0%
計	15	100.0%

（※）15人の児童の状況としては、

- ・行方不明者届が提出されているなどの児童：12人
- ・海外出国の可能性があるのでにより行方不明者届を提出していない児童：3人

(9) 海外出国の可能性の有無の状況

内容	人数	割合
ア 可能性あり (※)	3	20.0%
イ 可能性なし	12	80.0%
計	15	100.0%

(※) 理由としては、例えば、

- ・ 出国記録は確認できず、児童は出生時から海外に居住している可能性があることについて情報を得ているため
- ・ 出国記録は確認できないが、海外への出国を理由として行政サービスの受給を辞退しており、児童は他国の氏名のパスポートで出国している可能性があるため

(10) DV等で他市町村で避難している可能性の有無の状況

内容	人数	割合
ア 可能性あり	0	0.0%
イ 可能性なし	15	100.0%
計	15	100.0%

4 所在等が確認できた児童 (1,843 人) の状況 (平成 27 年 6 月 2 日から平成 28 年 3 月 31 日まで)

(1) 所在等が確認できた方法

内容	人数	割合
ア 東京入国管理局に出入 (帰) 国記録を照会し、出国確認できた児童	890	48.3%
イ 目視により確認できた児童 (※1)	725	39.3%
ウ ア及びイ以外の情報により確認できたと判断した児童 (※2)	228	12.4%
計	1,843	100.0%

(※1) 市町村職員や、市町村が依頼した関係機関や関係者が、当該児童を目視により確認できた場合。

(※2) 当該児童の所在について得られた情報の信頼性に確信が持てるとして住所地市町村が判断した場合 (例：親族等から児童の所在に関し信頼性の高い情報を得た場合 等)。

(参考) 平成 26 年度調査 (2,767 人 (平成 26 年 10 月 20 日時点) の内訳)

内容	人数	割合
ア 東京入国管理局に出入 (帰) 国記録を照会し、出国確認できた児童	1,185	42.8%
イ 目視により確認できた児童	1,074	38.8%
ウ ア及びイ以外の情報により確認できたと判断した児童	508	18.4%
計	2,767	100.0%

(2) (1) のイ及びウに該当する児童 (953 人) の詳細

① 所在等が確認できた方法の詳細

容	人数	割合
ア 市町村内で情報共有を行う前に、頻繁な家庭訪問等により確認	333	34.9%
イ 同一市町村内の関係部署等との情報共有で確認	465	48.8%
ウ 同一都道府県内の関係機関等との情報共有で確認	95	10.0%
エ 他の都道府県内の関係機関等との情報共有で確認	60	6.3%
計	953	100.0%

(参考) 平成 26 年度調査 (1,533 人 (平成 26 年 9 月 1 日時点) の内訳)

内容	人数	割合
ア 頻繁な家庭訪問等により確認	136	8.9%
イ 同一市町村内の関係部署等との情報共有で確認	1,211	79.0%
ウ 同一都道府県内の関係機関等との情報共有で確認	108	7.0%
エ 他の都道府県内の関係機関等との情報共有で確認	78	5.1%
計	1,533	100.0%

② 所在等の確認につながる情報が得られた主な調査先

調査対象児童について調査を行い、所在等の確認につながった情報を提供した部署等を回答。

調査先	人数
ア 同一市町村内の関係部署等	—
・母子保健担当 (保健センターを含む)	384
・児童手当、児童扶養手当等担当	202
・児童家庭相談担当 (福祉事務所の家庭児童相談室を含む)	176
イ 同一都道府県内の関係機関等	—
・他の市町村	34
・児童相談所	33
ウ 他の都道府県内の関係機関等	—
・他の市町村	32
・福祉事務所	7
・児童相談所	6
エ その他の関係機関等	—
・幼稚園・学校	132
・親族・友人・近隣住民等	105
・医療機関	54
・保育所	43
・警察署	30

(※) 複数回答可のため、児童数の重複はあり。

③ 所在等が確認できた際の虐待又は虐待の疑いの有無

内容	人数	割合
ア あり (※)	24	2.5%
イ なし	929	97.5%
計	953	100.0%

(※) 理由については、例えば、

- ・学校に通わせていないため（教育ネグレクト）
- ・母親の養育力不足等によるネグレクトの疑いがあるため
- ・家族から暴言等を受けて家出を繰り返していた経緯があるため

平成28年4月1日時点で居住実態が把握できない児童数（都道府県別）

児童の数（人）

	平成27年6月1日時点の 調査対象児童数	平成27年6月2日 から平成28年3月31日までに 所在等の確認ができた 児童数	平成28年4月1日 時点で居住実態が 把握できない児童数
	(1)	(2)	(3) (= (1)-(2))
北海道	11	11	0
青森県	1	1	0
岩手県	3	3	0
宮城県	13	13	0
秋田県	0	0	0
山形県	4	4	0
福島県	14	14	0
茨城県	36	34	2
栃木県	44	39	5
群馬県	28	27	1
埼玉県	121	118	3
千葉県	119	119	0
東京都	330	323	7
神奈川県	196	196	0
新潟県	3	3	0
富山県	6	6	0
石川県	0	0	0
福井県	0	0	0
山梨県	9	9	0
長野県	37	36	1
岐阜県	21	21	0
静岡県	75	75	0
愛知県	118	117	1
三重県	39	37	2
滋賀県	22	22	0
京都府	123	123	0
大阪府	199	198	1
兵庫県	77	75	2
奈良県	8	8	0
和歌山県	9	7	2
鳥取県	3	3	0
島根県	6	6	0
岡山県	3	2	1
広島県	20	20	0
山口県	8	7	1
徳島県	3	3	0
香川県	3	3	0
愛媛県	2	2	0
高知県	4	3	1
福岡県	64	63	1
佐賀県	1	1	0
長崎県	5	4	1
熊本県	53	51	2
大分県	0	0	0
宮崎県	8	8	0
鹿児島県	6	6	0
沖縄県	23	22	1
合計	1,878	1,843	35

所在等の確認の取組事例

【事例①】

1. 所在等の確認が必要な児童として判断した経緯等（住所地市町村で対応）

- 実母、本児（1歳5か月）の世帯。 ※年齢は平成27年6月1日時点
- 住所地市町村では、転入時から転居を繰り返す母子として把握。
- 住所地市町村の母子保健部門が発出した本児の1歳6か月児健診の案内が宛所不明で返送され、実母、本児と連絡・接触ができず、所在等の確認が必要と判断。

2. 所在等の確認のための取組（住所地市町村・居所市町村が連携して対応）

- 住所地市町村は、住所地への訪問に警察と児童相談所とともに同行。
- 訪問時、母子は不在であったが、在室していた関係者の協力により実母と電話連絡ができ、実母から「居所都道府県の児童相談所に向かう予定である」旨を聴取。住所地市町村は、即日、この旨を当該児童相談所に連絡し、本児の安全確認の協力依頼と、これまでの対応経過を情報提供。
- 居所都道府県の児童相談所に母子が来所し、実母から「遠隔地で働くため子どもを預かって欲しい。」旨の相談を受理。児童相談所では、実母の意向に加え、住所地市町村における対応経過等から、このまま放置するとネグレクト（育児放棄）につながることも考慮して、即日、本児を乳児院に一時保護委託とし児童の安全を確保。

3. 所在等の確認後の児童への支援（居所市町村で対応）

- 本児は、その後、一時保護を解除され、乳児院に施設入所措置となっており、現在、児童養護施設に措置先を変更し入所中。
- 居所都道府県の児童相談所は、住居を転々とする実母の特性を踏まえ、住民登録手続、住居の決定等について親身に助言を行うなど実母と連絡を密に取り合う関係を構築し、支援を継続。

4. 本事例から得られた取組のポイント

- ☆ 住所地市町村、児童相談所及び警察が連携し、協力体制のもと住所地への訪問を実施したこと。
- ☆ 住所地市町村から居所都道府県の児童相談所に母子の対応経過等を速やかに情報提供したことで、迅速に一時保護を実施し、児童の安全を確保したこと。

【事例②】

1. 所在等の確認が必要な児童として判断した経緯等（住所地市町村で対応）

- 実父、実母、長女（7歳）、次女（5歳）の世帯。 ※年齢は平成27年6月1日時点
- 住所地市町村の教育委員会が発送した長女の小学校入学案内が返送され、入学手続きが行われないことから、教育委員会が家庭訪問を実施したところ、本世帯が住民票をそのままにして転居したことを把握。本世帯と連絡・接触ができず、所在等の確認が必要と判断。

2. 所在等の確認のための取組（住所地市町村・居所市町村が連携して対応）

- 住所地市町村の関係部署間（戸籍担当、国民健康保険担当、税務担当等）、要保護児童対策地域協議会（要対協）の関係機関間（市教育委員会、保健福祉センター、福祉事務所、児童相談所、警察署等）で所在確認のための情報共有を実施し、他市町村で居住の可能性があると判明。
- 住所地市町村の関係機関（教育委員会、児童相談所及び要対協調整機関）が、居住の可能性のある他市町村に赴き居住実態を調査したが、直接接触して確認することができず、当該市町村の福祉事務所（要対協調整機関）に継続的な居住確認を依頼。
- 当該市町村では児童相談所、警察等関係機関と情報を共有しつつ居住確認を継続し、実父、実母、長女、次女の所在を確認。

3. 所在等の確認後の児童への支援（居所市町村で対応）

- 長女は小学校に通学しておらず、教育ネグレクトが疑われたことから、居所市町村において入学手続きを支援。
- 居所市町村は、世帯全員の住民登録手続きを支援するとともに、学校と連携しつつ定期的に家庭訪問を実施し、本世帯の生活状況を把握するなどして居住実態を継続的に確認。

4. 本事例から得られた取組のポイント

- ☆ 住所地市町村で、関係部署や要対協を活用した積極的な情報共有を行うことにより、他市町村での居住の可能性を把握したこと。
- ☆ 住所地市町村が居所市町村に対して継続的な居住確認を依頼するなど、住所地と居所地の自治体が協力・連携して長女及び次女の所在確認に取り組んだこと。

【調査概要】

1 調査の目的

居住実態が把握できない児童（※）やその家庭が特に支援を必要としている場合があり、平成26年11月の関係府省庁（内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、警察庁）による「児童虐待防止対策に関する副大臣等会議」において、当該児童の所在等を確認するための市町村間の情報共有と連携のあり方等について申し合わせがなされたことを踏まえ、今後の対応策の検討の参考とするため、平成26年度に引き続き、当該児童の所在及び安全確認のための市町村における取組状況等について調査を実施した。

（※）当該市町村に住民票はあるが乳幼児健診が未受診等で、電話や家庭訪問等による連絡が取れない児童（以下の①～③のいずれかに該当）であって、市町村が引き続き所在及び安全の確認を行ったにもかかわらず、所在等が確認できない児童。

- ① 乳幼児健康診査、予防接種、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業等の乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けておらず、電話、文書、家庭訪問等を実施しても、連絡・接触ができない児童
 - ② 市町村の児童家庭相談、保育の実施事務、児童手当、児童扶養手当等の児童を対象とした手当の支給事務、その他児童福祉行政の実施事務の過程で把握されている児童のうち、電話、文書、家庭訪問等を実施しても連絡・接触ができず、必要な届出や手続が行われていない児童
 - ③ 市町村教育委員会が、学校への就園・就学に係る事務（注）の過程で把握した児童のうち、市町村教育委員会が学校と連携しても、電話、文書、家庭訪問等により連絡・接触ができない児童
- （注）就園奨励費補助、就学時健診、就学説明会等の就園・就学前後の諸手続に係る事務も含む。

2 調査の対象

全国の市町村（1,741市町村）

3 調査期間

平成27年6月1日（※）から平成28年4月1日

（※）住所地市町村では、各種保健・福祉サービスに関して、電話、文書、家庭訪問等の取組を一定程度行ったにもかかわらず、連絡・接触ができない児童について所在等の確認が必要な「調査対象児童」と判断しているが、例年、3、4月は、特に学校への就園・就学に係る事務を通じて、連絡・接触が困難な児童が多く把握される傾向にあり、市町村において「調査対象児童」として判断する上で、訪問調査等の取組に一定期間を要することから、6月1日を基準日に設定。

4 主な調査内容

平成 27 年 6 月 1 日時点で市町村が所在等の確認が必要と判断した児童を調査対象児童とし、平成 28 年 4 月 1 日時点で居住実態が把握できない児童(※1)の個別の状況と、平成 28 年 3 月 31 日までに所在等が確認できた児童(※2)の全体の児童数や確認方法等について調査を実施。

＜居住実態が把握できない児童について＞(※1)

- ・学年、年齢、性別
- ・市町村の調査状況(訪問調査の状況、主な調査先)
- ・要保護児童対策地域協議会へのケース登録の状況、児童相談所との情報共有・連携に係る依頼の状況、警察への通報(相談)の状況 等

＜所在等が確認できた児童について＞(※2)

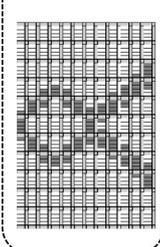
- ・所在等が確認できた児童数(確認方法別)
- ・所在等が確認できた際に虐待又は虐待の疑いがあった児童数 等

5 調査方法及び集計

市町村は、厚生労働省があらかじめ定めた調査票に記入して回答。
集計は厚生労働省雇用均等・児童家庭局において実施。

平成28年度「児童虐待防止推進月間」の取組について

厚生労働省は、内閣府とともに、平成16年から毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、集中的な広報・啓発を実施。今年度は以下の取組を予定。

- 1 「子どもの虐待防止推進全国フォーラム ふくい」の開催**
平成28年11月19日（土）福井県福井市にて、基調講演・分科会等を実施。
主催：厚生労働省 共催：福井県、福井市 ※ 詳細は別紙参照。
- 2 「児童虐待防止推進月間」標語の募集・決定・公表**
最優秀作品を「子どもの虐待防止推進全国フォーラム ふくい」にて表彰。
※ 平成27年度最優秀作品・・・「もしかして」 あなたが救う 小さな手
- 3 政府広報の実施**
平成27年度に実施した新聞広告、政府インターネットテレビ、モバイル携帯端末サイト広告のほか、テレビスポット、インターネットサイトテキスト広告等の実施も検討。
- 4 広報・啓発物品の作成、全国配布**
ポスター、リーフレットのほか、自動車用ステッカー、エコバッグを作成、配布。
※ 本年度は、カード、しおりの作成、配布はなし。
- 5 厚生労働省庁舎をオレンジリボンでドレスアップ**
都道府県庁舎での実施も依頼予定。


昨年、厚生労働省の庁舎（中央合同庁舎5号館）の窓ガラスにオレンジリボンが浮かび上がるようオレンジ色の紙を貼り、ドレスアップを実施。
- 6 学生によるオレンジリボン運動**
民間団体とタイアップして、近い将来親となる学生が主体となって展開する広報啓発活動を支援。
- 7 児童虐待防止対策協議会の開催**
関係府省庁等（内閣府、法務省、厚生労働省、警察庁、最高裁判所）及び関係団体が一堂に会し、取組状況について情報交換を行うとともに、連携強化や対策の充実のための方策を検討。
※ 「児童虐待防止月間」に先立ち、10月下旬に開催予定。

【その他の取組】上記の取組を基本としつつ、より効果的な広報・啓発の取組について検討中。
(例：民間企業とのタイアップによる広報啓発、全国一斉にオレンジ色の物品を身に付ける運動の展開)

子どもの虐待防止推進全国フォーラム in ふくい（概要）

別紙

平成17年以降、毎年、児童虐待防止推進月間中に、厚生労働省が主催、開催地の関係自治体が共催で、「子ども虐待防止推進全国フォーラム」を実施。本年度は、福井県、福井市の共催で実施。

- 1 **開催日時**
平成27年11月19日（土） 10:00～16:50 （昼休憩を含む。）
- 2 **会場**
福井県生活学習館 ユー・アイふくい（福井県福井市下六条14-1）
※ 参加者500名程度を想定。
- 3 **全体のテーマ**
社会全体で子どもの「命」と「権利」、そしてその「未来」を守るために
- 4 **構成**
《午前の部》 開会式（「児童虐待防止推進月間」標語最優秀作品の表彰等）、福井県知事講話、基調講演
《午後の部》 分科会、全体会、閉会式
- 5 **基調講演**
テーマ案については、現在検討中。
- 6 **分科会**
以下のテーマ案で、5つの分科会の実施を検討中。
テーマ案①：虐待の子どもへの影響（医学的観点から）
テーマ案②：母子保健との連携
テーマ案③：市町村における児童虐待の未然防止に向けた取組（在宅ケースに対する支援の在り方等）
テーマ案④：要保護児童対策地域協議会を通じた関係機関の連携の在り方
テーマ案⑤：社会的養護の子どもの自立支援

一時保護等を行う際の適正な手続について

- 児童相談所が一時保護や面会通信制限を行う際の手続については、児童福祉法や児童虐待防止法等の関係法令及び児童相談所運営指針（以下「指針」という。）等に規定されているところである。
 - ・ 一時保護については、指針において一時保護の開始日、場所等を「文書で保護者に通知する」とこととされている。〈参考1〉
 - ・ 面会通信制限については、児童虐待防止法施行規則第2条において「当該児童との面会又は通信の全部又は一部を制限する旨、制限を行う理由となった事実の内容」等を「書面により行う」とこととされている。〈参考2〉
- 一時保護や面会通信制限を行うに当たっては、子どもの生命の安全を確保することが第一であるが、子どもや保護者の権利を制限する処分であることから、書面による理由の提示や十分な説明を行うなど、適正な手続が確保されるよう、改めてお願いする。

<参考1>

- 児童相談所運営指針（抄）
第5章 一時保護
第2節 一時保護所入所の手続き
1. 一時保護の開始
(1)入所前の手続き
ク 一時保護の開始を決定したときは、速やかに一時保護の開始の期日及び場所を文書で保護者に通知する。一時保護中の児童相談所長の権限及び2か月を超えて引き続き一時保護を行う場合の手続についても付記することが望ましい。

<参考2>

- 児童虐待の防止等に関する法律施行規則（平成二十年厚生労働省令第三十号）（抄）
(面会等の制限)
第二条 児童相談所長及び児童虐待を受けた児童について児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の措置（以下「施設入所等の措置」という。）が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設の長は、当該児童虐待を行った保護者について、法第十二条第一項の規定に基づき当該児童との面会又は通信の全部又は一部を制限しようとするときは、当該保護者に対し、当該児童との面会又は通信の全部又は一部を制限する旨、制限を行う理由となった事実の内容、当該保護者の氏名、住所及び生年月日、当該児童の氏名及び生年月日その他の必要な事項を記載した書面により行うものとする。
- 2 児童相談所長は、法第十二条第一項の規定による制限を行った場合又は行わなかった場合は、その旨を都道府県知事に通知するものとする。同条第二項の規定に基づき前項に規定する施設の長から通知を受けた場合についても、同様とする。

○児童相談所運営指針（抄）

- 第4章 援助
第5節 児童福祉施設入所措置、指定医療機関委託
2. 入所又は委託中の援助
(4)面会・通信の制限
③面会・通信制限の位置付け及び制限の方法等
イ 制限の方法
行政処分としての面会・通信制限を行うときは、行政手続法第13条第1項第2号の規定により、弁明の機会を付与することが必要とされているとともに、同法第14条、第29条第1項及び第30条の規定により、書面により、根拠条項、処分の要件に該当する原因となる事実等の処分の理由を提示することが必要とされている。ただし、（中略）夜間等の緊急の場合に当該制限を行う場合には、同法第13条第2項第1号の規定により、弁明の機会を付与の手続を省略して差し支えない。（以下略）

育児休業の対象となる子の範囲について

- 育児休業の申出をするには、対象となる子との続柄等を申し出なくてはならない(則第7条第1項)
- 申出を受けた事業主は、続柄等を証明する書類の提出を求めることができる(則第7条第7項)
⇒ **円滑な育児休業の取得のためにも、証明書類が重要な意味を持つ**
(※ 事業主は証明書類が提出されないことを理由に休業の申出を拒むことはできない)

特別養子縁組の監護期間にある子(法第2条第1号)

- 証明書類は、家庭裁判所等の発行する事件係属証明書を想定

◆ 民法

(特別養子縁組の成立)

第817条の2 家庭裁判所は、次条から第817条の7までに定める要件があるときは、養親となる者の請求により、実方の血族との親族関係が終了する縁組(以下この款において「特別養子縁組」という。)を成立させることができる。

2 前項に規定する請求をするには、第794条又は第798条の許可を得ることを要しない。

(監護の状況)

第817条の8 特別養子縁組を成立させるには、養親となる者が養子となる者を六箇月以上の期間監護した状況を考慮しなければならない。

2 前項の期間は、第817条の2に規定する請求の時から起算する。ただし、その請求前の監護の状況が明らかであるときは、この限りでない。

養子縁組里親に委託されている子(法第2条第1号)

- 証明書類は、委託措置決定通知書を想定

これらに準ずる子(法第2条第1号・則第1条)

- 証明書類については、課長通知(※)を发出

◆ 育児・介護休業法解釈通達(平成28年8月2日付職発0802第1号・雇児発0802第3号)(第1・2(1)ハ(ハ))

特別養子縁組により養親となろうとする者及び養子縁組里親に準ずる者として厚生労働省令で定める者に厚生労働省令で定めるところにより委託されている者とは、児童相談所において、当該労働者に養子縁組里親として委託すべきである要保護児童として手続を進めていたにもかかわらず、委託措置決定を出す段階に至って実親等の親権者等が反対したため、養子縁組里親として委託することができず、やむなく当該労働者を養育里親として委託されている要保護児童をいうこと(則第1条)。

※平成28年8月2日发出

育児休業の対象となる「その他これらに準ずる者として厚生労働省令で定める者に、厚生労働省令で定めるところにより委託されている者」であることを証明する書類について

育児休業の対象となる「その他これらに準ずる者として厚生労働省令で定める者に、厚生労働省令で定めるところにより委託されている者」に関する証明願

平成 年 月 日

●●児童相談所長殿

(申請者)

氏名 印
性別
生年月日
住所

(証明書の対象となる児童)

氏名
性別
生年月日
住所

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により、都道府県知事から同法第 6 条の 4 第 2 項に規定する養育里親とし委託を受けている児童について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 2 条第 1 号に規定する「その他これらに準ずる者として厚生労働省令で定める者に、厚生労働省令で定めるところにより委託されている者」であることを証明願います。

●● 第●号

上記のとおり相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

●●児童相談所長

